

こども⑨でも 通園制度

こども誰でも通園制度の利用について(令和8年度～)

1. こども誰でも通園制度とは？

村内在住の未就園児(生後6か月～満3歳未満)を対象とした、やまぶき保育園での児童預かりサービスです。保護者要因を主とする一時預かりと異なり、こどもの良質な成育に重きを置いた事業となります。

預かり費用は無料です。

2. 利用条件等

- ・平日(やまぶき保育園の開園日)の午前9時～午前11時まで
- ・児童ひとりにつき、1か月あたり10時間まで利用可能。(最大月5日利用)
- ・一日あたりの利用は児童1人まで(先着順)
- ・予約段階にて保育体制の十分な確保ができないと見込まれる場合は、利用をお断りすることがあります。

3. 利用の手続きについて

初めての利用

- ①役場健康福祉課へ「川上村乳児等通園支援事業利用認定申請書」を提出
- ②役場健康福祉課より「川上村乳児等通園支援事業利用認定証」を発行
(有効期間:利用希望期間内)
- ③やまぶき保育園へ利用希望日の問い合わせ
(利用を希望する日の1週間前までに問い合わせください)
- ④やまぶき保育園より利用の可否の回答

2回目以降の利用

- ①やまぶき保育園へ利用希望日の問い合わせ
(利用を希望する日の1週間前までに問い合わせください)
- ②やまぶき保育園より利用の可否の回答

4. 実際の利用について

- ・保育時間のプログラムや持ち物等については、やまぶき保育園までおたずねください。

役場健康福祉課 担当 加藤 0746-52-0111
やまぶき保育園 園長 中平 0746-53-9600